

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（８）
2. 日時：令和２年４月１０日（金）１３時１５分～１５時１５分
3. 場所：原子力規制庁８階Ａ会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

  実用炉審査部門

  塚部管理官補佐※、御器谷管理官補佐※、義崎管理官補佐※、  
  宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官※、桐原調整係長※

事業者：

  関西電力株式会社

  原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー他６名※  
  東京電力ホールディングス株式会社

  原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー他２名※

  中部電力株式会社

  原子力部 品質保証G長他８名※

## 5. 要旨

- （１）事業者から、令和２年２月２７日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和２年４月８日の提出資料に基づき説明があった。
- （２）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
  - R C I Cの条文については、L C Oを適用する条件が、条文内で齟齬をきたさないよう記載を適正化すること。
  - 大飯発電所の第２編について、燃料落下防止に係る記載を不要としている考え方を説明すること。
  - 大飯発電所の第１２９条４．（２）リスク情報について、運転経験を不要としている考え方を説明すること。
  - 浜岡原子力発電所の第２編第２３条について、計画の策定を規定しないとする考え方を説明すること。
  - 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表について、「設置許可記載有無」の欄には、本文の何号要件に係る記載となっているのかを明確にすること。
- （３）事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

  提出資料：なし